

令和元年度児童手当現況届の提出について

6月は児童手当現況届提出月です。毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかを確認するためのものです。

6月初めに役場から現況届が郵送されますので、必要項目を記入し、また、訂正がある場合は見え消して修正し、下記の必要書類を添付のうえ、いきいき健康推進課へ **令和元年6月28日（木）（期限厳守）までに** 提出くださるようお願いいたします。また、直接窓口に来られない方は、郵送でも受け付けますので、添付書類と一緒に郵送してください（郵送の場合は**7月1日（月）必着**）。

※ 提出がない場合は令和元年6月分以降の手当（令和元年10月振込分以降）が支給停止となる場合がありますので、お忘れのないようお願いいたします。

◆必要な書類（◎は全員が必要です。○は該当する方のみ必要になります。）

（全員が必要）

- ◎ 現況届 ◎ 受給者と配偶者の保険証（写し可） ◎ 印鑑

（該当する方のみが必要）

- 対象児童と住所が別の方 → 別居監護申立書
- 対象児童の住所が東通村外の方 → 児童の属する世帯全員分の住民票謄本
- 受給者が父母以外の方 → 養育申立書

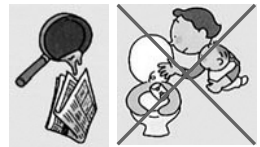
＜問合せ先＞ いきいき健康推進課 児童手当担当 ☎28-5800

水資源サービス課 下水道グループからのお知らせ

下水道へ加入されている皆様へ

水に溶けない繊維素材、生活残飯、海草類、頭髮、プラスチック片等は下水へ流さないようお願いします。

- ・水洗トイレでは、トイレットペーパー以外は流さないようご協力下さい。
- ・生活残飯及び使用済食用油、頭髮等は、燃えるゴミとして処分してください。



下水道へ加入されていない皆様へ

下水道供用開始地区において、まだ加入されていないご家庭は、加入促進にご協力頂きますようよろしくお願い致します。

合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽・し尿処理用便槽の撤去に

補助金が支給されます。

下水道施設が整備されていない地域において、補助金の交付決定を受けた日から令和2年1月末日までに合併浄化槽の設置が完成し、令和元年11月末日までに補助申請ができる方を対象とします。



なお、補助金の交付決定前に施工した場合は補助対象としませんのでお気をつけ下さい。詳しくは、水資源サービス課までお問い合わせ下さい。

問合せ先 : 東通村水資源サービス課 下水道グループ ☎27-2111（内線456・457）

水質検査結果のお知らせ

平成31年4月4日に実施した水道水水質検査結果は下表のとおりです。
検査依頼先:(一財) 青森県薬剤師会 食と水の検査センター

採水年月日	採水場所	検査判定
平成31年4月4日	岩屋浄水場	水質基準に適合
平成31年4月4日	野牛浄水場	水質基準に適合
平成31年4月4日	大平滝浄水場	水質基準に適合

※ 定期検査のほか、毎日各浄水場の水質検査を行い、安全で良質の水を供給できるよう維持管理しております。水質検査に関するご質問やご意見は水資源サービス課(上水道グループ)までご連絡ください。

☎ 27-2111(内線452)